

# 令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援 事業について

福島県高齢福祉課

# 令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

<b><u>1</u></b>	<b>事業概要</b>	<b>P3</b>
<b><u>2</u></b>	<b>補助対象者</b>	<b>P3</b>
<b><u>3</u></b>	<b>補助対象事業</b>	<b>P3</b>
<b><u>4</u></b>	<b>補助率</b>	<b>P3</b>
<b><u>5</u></b>	<b>基準額・補助上限額</b>	<b>P4</b>
<b><u>6</u></b>	<b>補助要件</b>	<b>P5</b>
<b><u>7</u></b>	<b>対象経費</b>	<b>P6</b>
<b><u>8</u></b>	<b>選定方法</b>	<b>P10</b>
<b><u>9</u></b>	<b>注意点</b>	<b>P11</b>

# 令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

## 1 事業概要

介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットやICTの購入費用や、見守り機器導入に伴う通信環境整備経費等に対して補助。

## 2 補助対象者 県内の介護事業所

## 3 補助対象事業

(1) 介護ロボット導入支援

(2) ICT導入支援

(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

## 4 補助率 昨年度：2分の1以内（要件を満たせば4分の3）



今年度：4分の3以内

# 令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

## 5 基準額・補助上限額

事業名		基準額	補助回数	補助上限額
(1) 介護ロボット導入支援	移乗支援	100万円/台	1計画につき1回	(1)～(3)の 合計で1法人につき 上限600万円
	入浴支援			
	その他で定める機器			
	上記以外	30万円/台		
(2) ICT導入支援	職員数 1人～10人 100万円/事業所 11人～20人 160万円/事業所 21人～30人 200万円/事業所 31人～ 260万円/事業所	1事業所につき1回 (1回目の補助額が左記の基準額に達していない場合は、残額の範囲内で補助を受けることは可能)		
(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	1,000万円/事業所	1事業所につき1回		
(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	45万円/事業所	1事業所につき1回	1事業所につき 45万円	

## 6 補助要件

以下の（１）～（６）をすべて満たすことが要件となります。

- （１）収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- （２）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- （３）「第三者による業務改善支援」や「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」を受けること。  
**→ふくしま介護生産性向上支援センター主催で8月27日（火）、28日（水）に開催する「令和6年度第2回福島県介護生産性向上セミナー」の受講を必須とします。（後日配信するアーカイブの視聴でも可）**
- （４）厚生労働省が発行するガイドライン等を参考に導入計画を作成すること。
- （５）科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。
- （６）厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

## 7 対象経費

### (1) 介護ロボット導入支援

#### ① 介護ロボット

- ・ 移乗介護
- ・ 移動支援
- ・ 排泄支援
- ・ 見守り
- ・ コミュニケーション
- ・ 入浴支援
- ・ 介護業務支援

#### ② その他機器等

- ・ 移乗や移動を支援する機器（**床走行式リフト**等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（**一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車**等）
- ・ 見守りや介護業務を支援する機器・システム（**バイタル情報等を元に職員へ通知を行うシステム**等）
- ・ 入浴を支援する機器（**特殊浴槽**等）

## (2) ICT導入支援

- ・介護ソフト
- ・情報端末（タブレット端末等、持ち運びを前提とした端末に限る）
- ・通信環境機器（Wi-Fiルーター等、通信費は対象外）
- ・保守経費（保守・サポート費等）
- ・その他（バックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア等）

※その他に関しては、一気通貫（本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生していないこと）の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

## (3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

### ① 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

(1) や (2) の対象機器に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせて導入する場合

※介護ロボット同士、ICT同士の組み合わせでも可

※「複数のテクノロジー」とは、複数の機器を指すものではありません。  
対象となる組み合わせかどうかは、個別に判断します。

### ② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

- ・ Wi-Fi環境整備（配線工事など）
- ・ インカムの導入
- ・ 介護ロボットから得られる情報をシステムに連動させるための整備

## **(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援**

### **① 第三者による業務改善支援**

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導等、事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を行う際に要する経費

### **② 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等**

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等に係る経費

## 8 選定方法

補助対象者は以下（ア）から（ウ）の順に優先して選定します。

- （ア） 県が別に実施する「ICT導入モデル施設発信事業」にて伴走支援を受ける介護事業所
- （イ） （ア）に該当しない介護事業所のうち、過去2年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない介護事業所
- （ウ） （ア）、（イ）に該当しない介護事業者のうち、業務改善計画書（別紙様式5）の内容により、特に優先度が高いと県が判断した介護事業所

※ 福島県補助金とは「令和4年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護ロボット導入支援事業、ICT導入支援事業、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」及び「令和5年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業」、「令和5年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」をいう。

## 9 注意点

- (1) 「県の交付決定日から令和7年1月31日まで」に実施する事業が今回募集する事業の対象です。令和7年1月31日までに介護事業者（所）からメーカーや代理店等への代金の支払いを済ませる必要がありますのでご注意ください。
- (2) 県の交付決定前に着手した場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- (3) やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、内示後に別紙様式14を提出してください。その場合でも、着手は内示後となりますのでご注意ください。
- (4) 全体の応募額によっては、補助上限額が記載を下回る場合や交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 計画書や申請書、実績報告書は事業所ごとに個別に作成してください。
- (6) 書類の提出は、事業所毎に個別に送らず、法人でまとめてお送りください。
- (7) 本事業は、令和6年度9月補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう成立前に公募するものです。このため、当該事業は予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。